



2022年11月11日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : <a href="https://www.beatholdings.com">https://www.beatholdings.com</a> )
代表者名	最高経営責任者 (CEO) チン・シャン・ファイ (東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先	IR室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

## 当社の定時株主総会に関するお知らせ

当社は、当社の2022年10月12日付開示資料「定時株主総会の基準日の設定に関するお知らせ」にて当社の2022年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の基準日を2022年10月27日に決定したことを開示しました。本日、取締役会において、本株主総会の開催日時、場所、報告事項及び決議事項を下記のとおりとすることを決定いたしましたのでお知らせします。

### 記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時（東京時間）
2. 場 所 東京都港区元赤坂2丁目2-23  
明治記念館、1階「若竹の間」
3. 会議の目的事項

#### 報告事項

2021年1月1日から2021年12月31日までの事業報告及び連結損益計算書並びに2021年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

#### 決議事項（\*会社提案によるものです）

第1号議案：第三者割当による転換劣後株式の発行に関する承認の件（特別決議）

第2号議案：Fame Rich Enterprises Limitedの株式持分30%の取得に関する承認の件（普通決議）

第3号議案：授権株式のうち未発行株式の指定変更及び種類変更を承認する件（普通決議）

議題及び参考資料：  
<会社提案議案>



## 第1号議案：第三者割当による転換劣後株式の発行に関する承認の件（特別決議）

取締役会は、株主の皆様へ、当社が第三者割当によりLai Man Kon氏（以下「ライ氏」又は「割当予定先」といいます。）に対して、下記「I. 第三者割当による本新株式の発行」の記載と実質的に同じ条件にて、A種転換劣後株式（以下「本転換劣後株式」といいます。）を本転換劣後株式の権利及び制限を指定する指定書（以下「指定書」といいます。）に従い発行（以下「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）することについて取締役会に授權することを提案し、特別決議によりご承認をお願いするものであります。

第1号議案を実施するには、現在の授權株式に、劣後株式を含むよう指定変更及び種類変更する必要があるため、株主の皆様のご承認をいただきたく第3号議案を提案しており、第3号議案が承認されなかった場合、第1号議案が承認されたとしても、第1号議案は実行できないこととなります。

そのため、当社は、株主の皆様へ適切と判断された場合、修正の有無にかかわらず、以下の決議を特別決議にてご承認いただくことを提案します。

当社の本株主総会の招集通知に記載されているように、指定変更及び種類変更の直後に、本第三者割当による本転換劣後株式の発行が承認されることを条件として、いずれかの取締役は、その単独かつ絶対的な裁量により、かかる本転換劣後株式をさらに指定し、かかる本転換劣後株式の権利及び制限を指定する指定書を承認する権限をここに与えられ、ここに付与されます。

### I. 第三者割当による本新株式の発行

#### 1. 募集の概要

##### 本転換劣後株式

① 割 当 予 定 日	2022年12月22日（木曜日）（本株主総会開催日の1営業日後）
② 発 行 数	本転換劣後株式、15,000,000株
③ 発 行 価 額	1株当たり36円（第三者評価機関による評価額30.77円の117%（17%プレミアム）に相当する額。）
④ 対 価 の 総 額	540百万円
⑤ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当により、ライ氏に本転換劣後株式、15,000,000株を割当てる。
⑥ 議 決 権	本転換劣後株式は、当社の附属定款の定めに従い普通株式及びA優先株式の保有者と同等の議決権を有するものとし、払込済み1株につき1票の投票権を有する。
⑦ 転 換 条 件	発行日から4ヶ月経過した後、割当予定先は、取締役会の承認を得ることを条件として、本転換劣後株式の全て又は一部を普通株式に転換する権利を有する。取締役会は当該転換を不当に拒否してはならない。 当初転換割合： ・当初転換割合は、本転換劣後株1株につき普通株式12株の1対12とする。（注） ・本株主総会から1ヶ月以内に10取引日連続して当社普通株式の終値が28円（取締役会決議の直前取引日の終値）から20%より大きく下落した場合、転換割合は、1対12から1対6に変更し、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式（及び本転換劣後株式の転換により取得した普通株式）を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。 ・本株主総会から5日以内に当社普通株式の終値が3円以下となった場合、転換割合は、1対12から1対3に変更する。
⑧ そ の 他	・配当：なし。 ・破産・清算時の優先的残余財産分配権：なし。破産・清算時に普通株式及び優先株式は、本転換劣後株式に優先される。 ・非参加：資本の当初払込の返還以外、当社の如何なる余剰金の分配はない。 ・株式の上場：東京証券取引所及びその他の市場において上場されない。



・譲渡：当社の取締役会の承認を要する。

(注) 転換割合を本転換劣後株式1株に対して普通株式1株とせず、本転換劣後株式1株に対して普通株式12株とした主な理由は、(i) 本転換劣後株式は上場（ペーパーレス）されないため当該株式の株券を発行する必要があるところ、より少ない株式を発行することで当該株券の取扱い管理業務を著しく軽減でき、(ii) 株主数及び当社が発行する株式数を制限することができるためです。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の目的

当社は、2021年12月期の決算において、当社の連結純資産が2,945千円ドル（427百万円）（注）の債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が2022年3月31日付けにて発表したとおり、東証の有価証券上場規程第602条第1項第1号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。猶予期間は、2022年1月1日から2022年12月31日で、このまま債務超過の状態が継続しますと、上記規定により、上場廃止となります。仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、利害関係者の信頼も著しく損なう結果となり、当社が事業を継続していくことは極めて難しくなります。2022年2月14日付開示文書「債務超過解消に向けた取り組みについて」にてお知らせした通り、現在、既存事業からの収益により、連結純資産の債務超過を解消することが当面難しい見込みです。そのため、当社は、当面の運転資金を確保すること、以下に記載の投資活動のための資金を調達すること、また、連結純資産を増強することを目的とし、本第三者割当による増資を実施することで、2022年12月期末までに連結純資産の債務超過を解消することを目的に本第三者割当の実施を決定しました。なお、2022年10月17日付開示文書「連結子会社に対する債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の連結子会社GINSMSにおいてデット・エクイティ・スワップ（DES）を実施しているため、本第三者割当による増資額で連結純資産の債務超過を解消できる見込みです。

(注) 「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1米ドル=144.81円で換算された金額です。

現在、当社グループは、2015年にG社（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV:GOK）の持分65.32%を取得し、同社を通してモバイル・メッセージング及び製品を提供するメッセージング事業、また、2017年より完全子会社である新華モバイル・リミテッド及び新華モバイル（香港）リミテッドを通して知的財産権のライセンス事業を行っております。メッセージング事業は、利益を計上しておりますが、当社グループの経営成績・財政状態を改善できるレベルではありません。また、ライセンス事業においては、新たな知的財産権を入手するための資金が不足しており、コロナ・ウィルスの感染拡大などにより、主に中国との間で国境を越えた活動が制約されたことを主な理由として損失を計上しており、これら既存事業からの収益で、当社の運転資金を賄うことが当面難しい状況であるため、当社は、本第三者割当により調達する資金で当面の当社の運転資金を確保し、投資持株会社として次の分野に投資する事業（以下「新規投資事業」といいます。）を開始したいと考えております。

### (投資目的での不動産の取得及び企業・事業等への投資)

#### ・投資目的での不動産の取得

投資物件が安定した賃貸収入を生み出し、不動産価値に潜在的なキャピタルゲインを提供できることを考慮し、グローバルに、かつ特に不動産市場が繁栄している地域において優良な投資対象を選定の上、投資目的で不動産を取得することです。なお、不動産を取得するというのは、不動産を直接取得する場合だけでなく、不動産のみを直接又は間接的に保有する会社へ投資する場合も含まれます。

#### ・企業・事業等への投資

また、将来的には、当社グループの成長と経営安定化及び企業価値増大を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益極大化を達成する観点から、収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存であり、現時点においては、以下の企業・事業に投資することです。

(1) グローバルな不動産取引、医療データの安全な共有、知的財産権、非代替トークン（NFT）、メタバース（3次元の仮想空間、拡張現実やそのサービス）、国境を越えた資金移動、ロジスティクス、投票シス



- テム、エンターテインメント業界及びチャリティーのための募金で使用するためのブロックチェーンテクノロジーを開発している企業への投資、
- (2) 不動産、人工知能、ヘルスケア、エンターテインメント業界及びファッションテクノロジー事業に従事し、当社の株主に対して長期的に大きな利益をもたらす企業に、日本、香港及びシンガポールを含めグローバルに投資、並びに
- (3) メタバース技術、人工知能、デジタルヘルス、メディカル・リサーチ及び開発、フィンテック、並びにデジタルバンキング等、高い成長が見込める分野に従事する企業への投資。

上記の通り、当社の連結子会社らは当社グループの既存事業に注力しながらも、当社は経営成績・財政状況の改善とこれによる株主価値の増大を早期に達成すべく、単体としての収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存です。国内外の上場・非上場会社やそれらからスピンアウトされる事業を広く対象と捉え、当社連結収益への貢献が可能なことを投資対象選定に際しての条件としております。

長引くコロナ禍により世界的な景況の低迷が続く中、一時的に業況が悪化し、保有／運営する技術や製品・サービスが優れているにも拘わらず当面の業務運営に必要な資金が確保できない、あるいは止むを得ず売却されることとなる企業や事業が想定され、これらの企業・事業をコロナ禍前に比べかなり割安な価額で買取することもあり得ると考えられるため、当社としては、目下の状況は事業拡大に向けた好機ではないかとも評価しております。

そこで先ずは、本第三者割当により資金を調達できた場合には、その第一歩として、以前当社のCEOであったLian Yih Hann氏（以下「レン氏」といいます。）が所有し、香港にて優良な商業用不動産を保有するFame Rich Enterprises Limited（以下、「Fame Rich」、また、同社の子会社の一つであるYuet Fat Group Limited（以下「Yuet Fat」といいます。）、総称して「Fame Richグループ」といいます。）の少数株主持分30%を取得することを計画しております。これは、昨年の上場定時株主総会の株主提案議案にあったFame Richの一部取得について株主様のご承認は得られたものの、2021年12月30日付開示文書「（続報）株主による提案に関するお知らせ」に記載のとおり、Fame Richの現物出資による第三者割当増資に必要な独立第三者からの法律意見書の入手が困難であったため当該提案株主の同意を得た上で実行しないこととなりましたが、改めてより良い条件にて同社の一部を取得させてもらえないかを、当社よりレン氏に提案・協力を要請したところ、同氏の承諾を得ることができたことによるもので、この計画は本株主総会において、本第三者割当に続き、第2号議案として株主の皆様のご承認をお願いするものです。当社としては、コロナ・ウイルスの感染拡大から開放されるに連れ、香港の経済成長への参画に関心を持つ不動産投資家からの資金調達が可能になると考えています。香港が中国本土や世界各国からの観光客に全面的に門戸を開くと、香港経済は急速に発展し、小売店もその恩恵を受けると予想されます。Yuet Fatのテナントには、飲食店や高級品を扱う店舗もあり、観光客の増加による恩恵が期待されます。Fame Richの30%の取得手続きを完了した後、レン氏より6年間Fame Richグループの配当可能利益の30%の配当を保証してもらえること、また、Fame Richグループはグレードの高い商業用不動産から安定した賃料を得られるため、当社は投資家から資金を調達し、更なる不動産投資を行うための事業拡大が可能となると見込んでおります。現段階では、資金的な制約からFame Richの30%を取得する予定ですが、その後、資金に余裕ができた段階で、最大100%まで取得することを計画しております。

また、グリーンフィールド（未開発地域）プロジェクトへの投資も検討していますが、土地の取得、土地・建物の開発、規制当局の認可には時間がかかります。一方でFame Richグループは既に安定した賃料収入を生み出している物件を保有しており、Fame Richグループに投資することで、より早く当社へのリターンが期待できると考えております。

Fame Richグループの30%の取得が本株主総会において承認を得ることができなかった場合、当社は日本、シンガポール及び香港の商業用又は住宅用の不動産に投資することを検討します。投資物件が安定した賃貸収入を生み出し、不動産価値に潜在的なキャピタルゲインを提供できることを考慮し、当社は、グローバルに、かつ特に不動産市場が繁栄している地域（先ずは、日本、香港及びシンガポール）において優良な投資





対象を選定することを検討しています。

当社グループの成長と経営安定化及び企業価値増大を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益極大化を達成する観点から、収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存です。

なお、当社が2022年7月にライ氏からいただいた株主提案（以下「本株主提案」）の第三者割当ではなく本第三者割当を採用した理由は、普通株式の発行について当社がよりコントロールできると考えたためです。具体的には、本株主提案においては普通株式を175,000,000株及び優先株式を5,000,000株割当てするスキームとなっておりましたが、本第三者割当においては、取締役会の承認を得ることを条件とし普通株式に転換できる本転換劣後株式15,000,000株（最大普通株式180,000,000株に転換可能）を割当てした上で、取締役会が株価や出来高等の推移・状況を踏まえ、普通株式への転換の時期や数量をその承認を通じてコントロールできるスキームとなっております。

#### （2）本第三者割当による資金調達を選択した理由

今回の資金調達は、当社が、ライ氏に本転換劣後株式を割り当て、本転換劣後株式を発行することによって、当社の資本が増加する仕組みとなっております。上記の「（1）本第三者割当の目的」に記載の理由により、また、2022年12月期末までに連結純資産の債務超過の解消ができなかった場合、上場廃止となる時間的制限も考慮し、本第三者割当を株主様に提案するものです。

資金調達方法の選択肢としては、直接金融と間接金融、両面での検討を行いました。金融機関からの借入等間接金融については、当社は、債務超過であり、2021年12月期の連結財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付されており、現況下かかる調達は困難であること、また今回の資金調達により債務超過の解消も目指しているため、間接金融による手法を選択肢から外しました。

次に、直接金融による資金調達（公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資）を検討いたしました。その際、当社の財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」があり、公募増資や株主割当増資といった、広く出資者を募る方法において引受ける証券会社がすぐに見つからないなどのリスクが想定され、今年の年末までという短い期間内に必要とする金額の調達が困難となることが懸念されることから、選択肢から外しました。また、第三者割当につきましても、調達予定額の全部について普通株式のみを市場価額と同等の価額にて発行する調達を検討したところ、当社の財務状況や上場廃止リスク等を勘案した結果として、候補となる相手先はありませんでした。

上記の状況の中、当社の取締役会において、第三者割当による本転換劣後株式の発行という方法により、資金調達をすることで債務超過を解消し、かつ企業価値を維持・向上させる唯一の方法であると判断いたしました。しかしながら、その良否の最終判断は、本株主総会における大規模な第三者割当による株主総会特別決議により、株主の皆様のご判断に委ねることとしました。当社としましては、株主の皆様のご理解をいただきたいと考えています。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
540,000,000	18,825,300	521,174,700

（注）

（1）発行諸費用の概算額は、弁護士費用（7,241千円）及びその他事務費用（臨時報告書作成費用、割当予定先関係者の調査費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）（11,584千円）の合計額であります。

（2）発行諸費用の概算額には、日本の消費税等は含まれておりません。

#### （2）調達する資金の具体的な使途



本第三者割当の差引手取概算額521,174,700円の具体的な使途は、次の通り予定しております。

	具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
①	Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資	387,200,000	2022年12月～2023年12月
②	運転資金	133,974,700	2022年12月～2023年6月
	合計	521,174,700	

(注) 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

#### ① Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資

本第三者割当により資金調達できた場合、当社は、以前当社のCEOであったレン氏が所有し、香港にて優良な商業用不動産を保有するFame Richの少数株主持分30%を取得することを計画しており、この計画は本株主総会において、本第三者割当に続き、第2号議案として株主の皆様のご承認をお願いするものです。当社としては、コロナ・ウイルスの感染拡大から開放されるに連れ、香港の経済成長への参画に関心を持つ不動産投資家からの資金調達が可能になると考えています。香港が中国本土や世界各国からの観光客に全面的に門戸を開くと、香港経済は急速に発展し、小売店もその恩恵を受けると予想されます。Yuet Fatのテナントには、飲食店や高級品を扱う店舗もあり、観光客の増加による恩恵が期待されます。Fame Richグループは安定した賃料が得られるグレードの高い商業用不動産を保有しているだけでなく、レン氏による6年間の配当支払いの保証により、当社が保有することとなるFame Richの持分30%に対して6年間にわたり安定した配当も期待できるため、当社は投資家から資金を調達し、更なる不動産投資を行うための事業拡大が可能となると見込んでおります。現段階では、資金的な制約からFame Richの30%を取得する予定ですが、その後、資金に余裕ができた段階で、最大100%まで取得することを計画しております。

また、グリーンフィールド（未開発地域）プロジェクトへの投資も検討していますが、土地の取得、土地・建物の開発、規制当局の認可には時間がかかります。一方でFame Richグループは既に安定した賃料収入を生み出している物件を保有しており、Fame Richグループに投資することで、より早く当社へのリターンが期待できると考えております。

Fame Richの30%の取得が本株主総会において承認を得ることができなかった場合、当社は日本、シンガポール及び香港の商業用又は住宅用の不動産に投資することを検討します。また、本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができた場合、本第三者割当により調達する資金から、Fame Richの取得対価（以下「取得対価」といいます。）（注）のうち20,000千香港ドル（387百万円\*）を最初の支払に充当し、残りの56,000千香港ドル（1,084百万円\*）は、Fame Richの取得手続きが完了してから1年以内（利息：年率0.5%）に支払います。本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができなかった場合、76,000千香港ドル（1,471百万円\*）の取得対価は、Fame Richの取得手続きが完了してから1年以内（利息：年率0.5%）に全て支払います。なお、上記、本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができた場合の取得対価の残りの56,000千香港ドル（1,084百万円\*）、及び本第三者割当が本株主総会にて承認を得ることができなかった場合の取得対価の全額の76,000千香港ドル（1,471百万円\*）の支払いについて、現時点では、具体的な資金調達計画はありませんが、新たなエクイティ・ファイナンスを実施することを検討しております。

(注) 取得対価及びそれに付随する「円」の金額（\*を付している金額）の表示は、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

#### ② 運転資金

当社における運転資金として、人件費、家賃、専門家等への業務委託費、宿泊交通費・保険料等その他の費用に対して充当し、資金繰りの安定化を行います。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることができることから、本第三者割当による本転換劣後株式の発行は株主価値の向上に資する合理的



的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本転換劣後株式の割当に関する諸条件を考慮した本転換劣後株式の価額の評価を、過去に当社の発行する新株予約権の評価を依頼したことがあり、独立第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼しました。本算定評価は、本転換劣後株式の発行要項並びに当社の財務諸表、普通株式の株価及び市場データを踏まえたうえで、当社へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

独立第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本転換劣後株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用しております。株価過程をモデル化し転換条件がどれくらいの頻度で発生するかをシミュレーションで表現し、本転換劣後株式価値を算出し、シミュレーションにおいては、試行回数を5万回とし、算出された数値の平均値をA種転換劣後株式の公正価値としております。また、割当予定先は、本転換劣後株式の発行後4ヶ月経過後すぐに普通株式に転換すると仮定しております。よって、シミュレーションにおいて、本転換劣後株式の発行後4ヶ月間において、A種転換劣後株式の減価要因となる想定デフォルト率(35.00%/年)と直近3年の株価成長率(-44.18%/年)を組み込んで、本転換劣後株式の発行要項に定められた諸条件並びに評価基準日の市場環境を考慮のうえ、一定の前提(転換可能までの期間4ヶ月、当社普通株式の株価28円(2022年11月1日現在)、株価変動性(ボラティリティ)57.29%、無リスク利子率-0.171%)等の下、本転換劣後株式の公正価値を算定しております。評価報告書において2022年11月1日の東証終値を基準として算定された本転換劣後株式の価値は、1株あたり30.77円(以下、「本公正価値」といいます。)とされております。

当社としては、独立第三者算定機関が算出した上記算定評価額を公正であると判断した上で、本転換劣後株式1株あたりの発行価額を当該評価額に17%のプレミアを加算した36円とすることを決議しました。

なお、本転換劣後株式の発行価額は、1株当たり36円ですが本転換劣後株式は、発行日から4ヶ月後より割当予定先の選択により、本転換劣後株式1株に対して普通株式12株の割合で本転換劣後株式を普通株式に転換することができます。この場合、当該転換の結果として普通株式1株あたり3円で発行することとなり、当該発行価額は本第三者割当決議日の直前取引日の当社普通株式の終値である28円の10.71%(89.29%のディスカウント)に相当する額となります。なお、参考として、当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である43.29円に対しては(93.07%のディスカウント)、直前3ヶ月間の終値の平均値である34.79円に対しては(91.38%のディスカウント)、直前6ヶ月間の終値の平均値である32.37円に対しては(90.73%のディスカウント)となります。発行価額が上記の直前終値及び平均終値に比べ大きくディスカウントされているのは、本転換劣後株式は配当、破産・清算時の優先的残余財産分配権又は上場のステータスにおいて普通株式の条件に比べ劣後しており、また、当社株式が上場廃止となるリスクがあるためです。

当社は、本転換劣後株式の算定報告書の内容等を踏まえ検討いたしました。本転換劣後株式の発行価額は、1株当たり36円であり、本公正価値を上回っていること、また、当社の置かれた状況を考慮した上で、割当予定先との間で協議、交渉を通じて決定されているということを総合的に勘案し、当社としては、公正価値と比較し少なくとも日本の会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えております。

上記のとおり、当社としては、本転換劣後株式の発行価額には合理性が認められると考えておりますが、客観的な市場価値のない本転換劣後株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、本転換劣後株式発行については、本株主総会において日本の会社法第199条第1項、第2項及び第3項並びに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をお願いするものです。





(2) 本転換条件の合理性

当社は、本転換条件は必要かつ合理的であると考えております。その理由としては、①当社には資金調達の高度の必要性が認められること、②当社が2022年12月期末までに債務超過を解消する必要があり、時間的な制限から本第三者割当は、最も迅速かつ適切な資金調達手法と考えられること、③本転換劣後株式の発行は当社の有利子負債を抑制しながら自己資本を増強することで財務体質の安定化に資するものであり、他の株主様に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、④本転換劣後株式は転換価額の修正条項が付されておらず転換価額の修正による希薄化が生じないこと、⑤本第三者割当について、当社の置かれた厳しい財務状況並びにライ氏及びその他の候補との協議・交渉の結果に鑑みると、ライ氏以外の候補者からの類似の条件での資金調達は客観的に見て難しいと思われる状況であること等から、当社にとって現時点で最善の条件であることといったこと等を総合的に考慮したものです。また、⑥確かに本転換劣後株式が発行され、転換により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生ずることになりますが、本転換条件を定めることにより第三者割当が達成され、その結果、債務超過を解消すれば、当社の上場維持にもつながり、他の株主様が保有株式を市場で売却して投下資本を回収する機会が継続することとなります。つまり、本転換条件の他の株主の皆様への影響については、希薄化により得られるデメリットと比べても、メリットの方が大きいものと考えております。したがって、本転換劣後株式の発行は、当社の他の株主様にとっても合理的であると判断しております。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

転換割合を変更する事象が生じない場合、本転換劣後株式の総数15,000,000株は、最大180,000,000株の普通株式に転換することが可能となり、当該180,000,000株の普通株式に対する議決権数は180,000,000個となります。したがって2022年11月1日現在の当社の総議決権数60,560,057.79個に対して297.23%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることとなります。しかしながら、①当社には資金調達の必要性が認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②当社が2022年12月期末までに債務超過を解消する必要があり、時間的な制限から本第三者割当は、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本第三者割当について、当社の置かれた厳しい財務状況及び複数の候補及びライ氏との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、本転換劣後株式が当社の取締役会の承認を得た後に普通株式に転換され市場内にて短期間で売却された場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う（例えば、株価が下降傾向・取引高が少ない場合等において可能な限り売却を控えるなど）ことを口頭にて確認しております。また、当該普通株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

なお、上記のとおり本転換劣後株式の発行により最大で297.23%の希薄化が見込まれ、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続きを取らせていただくことにしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名	前	Lai Man Kon氏			
(2) 住	所	Tin Hau Temple Road Causeway Bay, Hong Kong			
(3) 職	業 又 は 役 職	会社役員			
(4) 当	事	資	本 関 係	当社の株主、普通株式5,061,118株を保有(2022年6月30日時点)。	
		人	的 関 係		-
		取	引 関 係		-

(注) 当社は、割当予定先であるライ氏が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第





三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11、代表取締役 羽田寿次氏)に調査を依頼しました。その結果、ライ氏について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本第三者割当について複数の投資家・法人と協議・交渉して参りました。その結果、2022年6月30日において当社の筆頭株主であり、当社の事業・状況を把握し、現時点において当社と最良の条件で合意することができたライ氏を本第三者割当の割当予定先とすることを決定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本転換劣後株式の転換により取得する普通株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。当社とライ氏との協議において、ライ氏としては、本転換劣後株式を普通株式に転換しその一部については、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に、市場の内外で売却する可能性がある旨は口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、割当予定日より2年以内に本第三者割当により発行される本転換劣後株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から本転換劣後株式の発行に係る払込みに要する資金を証拠金として受領しております。

また、①ライ氏は香港における有数の資産家であること、②ライ氏より口頭により払込に要する資金は自己資金であることを述べていることから、当社は、割当予定先から本転換劣後株式の発行に係る払込みに要する資金の原資につき、自己資金であるということを確認しております。

## 7. 発行要項

### A種転換劣後株式

(1) 募集株式の種類及び株式数

A種転換劣後株式15,000,000株

(2) 各募集株式の払込金額

1株につき36円

(3) 申込期日

2022年12月22日(本株主総会開催日予定日の1営業日後)

(4) 払込期日

2022年12月22日(本株主総会開催日予定日の1営業日後)

(5) 割当方法

第三者割当の方法により行う。

(6) 割当先、割当株式数

ライ氏、15,000,000株

(7) 申込取扱場所

会社名 : ビート・ホールディングス・リミテッド

住所 : Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

(8) 払込取扱場所

会社名 : 香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所 : China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong



#### (9) A種転換劣後株式指定書

Beat Holdings Limited の資本金である額面0.01香港ドルのA種転換劣後株式（以下「本転換劣後株式」という。）は、適宜補足、修正又は書替される当社の基本定款及び附属定款の規定に従って以下の権利、特権、制限を付与されて発行、割り当てられるものとする。別途定義されない限り、基本定款（英語版）及び附属定款（英語版）で使用又は定義された大文字の用語は、本指定書と同じ意味を有し、定款の2(2)「解釈」の規定は、定款の参照が本指定書の参照と解釈されることを除き、本指定書にそれらが完全に記載されているのと同様に適用されるものとする。

##### 1. 配当

本転換劣後株式の保有者は、当該転換劣後株式に関していかなる配当も受ける権利を有しない。

##### 2. 優先的残余財産分配権

当社の清算、解散又は清算に際して、任意であるか否かにかかわらず、また当社の資産及び余剰資金が法的に分配可能な状態にある場合、本転換劣後株式の保有者は、2014年8月6日に取締役会によって承認された指定証書に記載されたA種優先株式の保有者に分配可能又は支払うべき金額の配当又は清算で優先される金額の全額を支払った後に、分配を受ける権利を有するものとし、当社の残りの財産を、発行済普通株式及び本転換劣後株式の保有者に対して、その保有する株式の払込金額の割合に応じ、同等に分配することができるものとする。ただし、本転換劣後株式の保有者が取得できる最大額は、本転換劣後株式の発行価格の香港ドル換算額を超えないものとし、超過分は発行済普通株式の保有者間でのみ平等な分配に利用できるものとする。

##### 3. 議決権

本転換劣後株式の保有者は、株主総会において、普通株式及びA種優先株式の保有者と同等の議決権を有するものとする。本転換劣後株式の保有者は、払込済1株につき1票の投票権を有し、附属定款に従いそれぞれの株主総会の通知を受ける権利を有する。

##### 4. 転換

4.1. 本第4において、文脈上別段の定めがない限り、本第4にのみ適用される次の表現は、それぞれ次の意味を有するものとする。

(a) 「2022年株主総会開催日」とは、2022年度定時株主総会開催日を意味し；

(b) 「営業日」とは、香港で許認可された銀行が一般銀行業務を行うために営業している日（土曜日、日曜日、香港の祝日を除く）を意味し；

(c) 「終値」とは、関連証券取引所における普通株式1株当たりの終値であり、関連証券取引所が公表するものをいい；

(d) 「取引日」とは、関連証券取引所が営業している日であって、普通株式の売買が停止されていない日をいい；

(e) 「発行日」とは、いずれかの本転換劣後株式に関して、当該転換劣後株式の割当交付を受ける権利を有する者の氏名が当該転換劣後株式の保有者として株主名簿に登録された日とし；また、

(f) 「関連証券取引所」とは、東京証券取引所のスタンダード市場及びその他の市場をいう。

4.2. 転換比率：各転換劣後株式は、その時点で有効な転換比率により決定される数の払込済普通株式に転換されるものとする。転換比率は、次のとおりとする。

(a) 当初、本転換劣後株式1株につき普通株式12株、すなわち1：12とし；

(b) 2022年株主総会開催日から1ヶ月以内に、普通株式1株の終値が28円（2022年11月1日の終値）から20%より大きく下落し22.4円を下回り、終値が10取引日（終値が最初に22.4円を下回った取引日から起算）連続して22.4円を下回った場合、当該10日目の取引日の直後の取引日から、全ての発行済の本転換劣後株式の転換比率は本転換劣後株式1株につき普通株式6株、すなわち1：6に変更され、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式（及び転換劣後株式の転換により取得した普通株式）を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。；また、

(c) 2022年株主総会開催日から5日以内に普通株式の終値が3円以下となった場合、同日から転換比率は本転換劣後株式1株につき普通株式3株、すなわち1：3に変更される。

なお、(4)2.(b)又は(4)2.(c)がいずれか早い時点において発生した場合、転換比率はその後変更されない。

4.3. 転換のオプション：ケイマン諸島の会社法Cap. 22（1961年法律第3号、統合・改訂版）及び附属定款の規定に従い、また、取締役会の事前の書面による承認（この承認は不当に保留されないものとする）を条件



として、本転換劣後株式は、その保有者の選択により、発行日から4ヶ月経過した後いつでも、追加対価の支払なしに、その時点で有効な適用転換比率に基づき、全額支払済普通株式に転換することができるものとする。

4.4. 転換の仕組み：本転換劣後株式の転換は、以下の方法により発効するものとする。

(a) 本転換劣後株式の保有者が本転換劣後株式を普通株式に任意に転換するためには、当該保有者は、(a) 別紙Aの様式により、当該保有者が本転換劣後株式の全部又は一部を転換することを選択したい旨の書面による通知を当社に提出し、(b) 営業日において転換される本転換劣後株式については、当社又は名義書換代理人の事務所において、当該転換劣後株式の株券を引き渡す（又は当該保有者が当該株券の紛失、盗難または破壊を主張する場合には、紛失証明書宣誓書及び紛失、盗難又は破壊の主張を理由として当社に対してなされ得るいかなる請求からも当社を補償するための、当社が合理的に許容する同意書を引き渡す）。当該通知には、保有者の氏名又は保有者が普通株式の交付を希望するノミニーの氏名を記載するものとする。当社又は名義書換代理人が当該通知、また、該当する場合は、証明書（または紛失証明書宣誓書及び同意書）を受領した日の営業終了時（当該受取日が営業日でない場合には、翌営業日の営業終了時）を本指定書に基づいて転換のために引き渡されたすべての本転換劣後株式が転換された時点とし、本指定書に従って転換のために引き渡されたすべての本転換劣後株式は発行されたものとはみなされず、引換えに普通株式を受領する権利を除き、当該本転換劣後株式に関するすべての権利は直ちに消滅し、終了するものとする。当社は、可能な限り速やかに、(i) 当該転換を反映させるために、株主名簿を更新し、(ii) 当該保有者またはそのノミニーに対し、当該転換により発行可能な普通株式数の証書を附属定款に基づき発行し、転換のために引き渡されなかった転換繰延株式の残数（もしあれば）に応じた証書を発行して交付する。

(b) 転換による効果：転換された本転換劣後株式は消却され、当該種類の株式として再発行されることはない。ただし、かかる消却は当社の授權株式資本を減少させるものとはみなされないものとする。当該転換により発行される普通株式を受領する権利を有する者は、当該普通株式の保有者として株主名簿にその氏名又は名称が登録された日において、当該普通株式の記録された完全な保有者として扱われるものとする。

(c) 転換方法：当社は、普通株式に対する払込金として本転換劣後株式の発行時の払込と同額を充当し本転換劣後株式を償還又は買戻すことを含め、適用法令に基づき利用可能なあらゆる方法により、本転換劣後株式の転換を発効できる。ただし、転換により割り当てられ発行される普通株式は、少なくとも額面金額で払い込まなければならない。

(d) 端数株：本転換劣後株式の転換により、1株に満たない普通株式が発行されることはない。

#### 5. 上場

本転換劣後株式は、東京証券取引所のスタンダード市場及びその他の市場に上場されないものとする。

#### 6. 償還

本転換劣後株式は、その保有者の選択により償還されることはないものとする。

#### 7. 譲渡制限

保有者は、取締役会の書面による事前の承認なしに、又は(4)2.(b)の事象が発生した場合、本転換劣後株式を譲渡してはならない。

(注) 本指定書は、英語版のみ作成され、上記日本語版は参考として作成しております。そのため、これら両言語版の間に矛盾又は不一致がある場合、英文版が優先します。



## 第2号議案：Fame Rich Enterprises Limitedの株式持分30%の取得に関する承認の件（普通決議）

取締役会は、株主の皆様へ、当社が当社の完全子会社である新華ホールディングス（香港）リミテッド（英文名称：Xinhua Holdings (HK) Limited、以下「XHHK」といいます。）を通じて、Fame Rich Enterprises Limited（所在地：Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands、代表者：取締役Lian Yih Hann氏。）の株式持分の30%を取得することについて取締役会に授権することを提案し、普通決議によりご承認をお願いするものであります。

そのため、当社は、株主の皆様へ、適切と判断された場合、修正の有無にかかわらず、以下の決議を普通決議にてご承認いただくことを提案します。

当社の本株主総会の通知に記載されているように、Fame Richの持分30%の取得を承認すること。

### 1. 株式取得の理由

#### (1) Fame Richとは

Fame Richはレン氏が100%保有する会社であり、子会社としてExpress Surplus Limited（以下「Express Surplus」といいます。）を100%保有し、Express Surplusは子会社としてYuet Fat Group Limitedを100%保有しております。Yuet Fatは香港にいくつかの物件（主に香港尖沙咀地区にショップ及びその他の地区に駐車場）を所有しており、その評価額は250百万香港ドル（4,613百万円）で、安定した賃貸収入を生み出しています。

レン氏は以前当社の取締役会議長、CEO、CFO及び取締役を務めており2013年5月23日に就任し、2019年11月29日に健康上の理由で退任しました。

#### (2) 取得の理由

現在、当社グループは、ライセンス事業及びメッセージング事業を行っております。ただ、これらの事業は、損失を計上又は当社グループの経営成績及び財政状態を改善するのに十分な利益を計上できていないため、第1号議案に記載のとおり、投資持株会社として不動産の取得及び企業・事業等へ投資する事業を開始したいと考えております。当該事業に関する詳細については、第1号議案をご参照ください。

当社は、本株主総会にて取締役会が提案し、本株主総会にて承認を求める本第三者割当により資金を調達できた場合には、その第一歩として、香港にて優良な商業用不動産を保有するFame Richグループの持分30%を取得することを計画しております。これは、昨年の上記株主総会の株主提案議案にあったFame Richの一部取得について株主様のご承認は得られたものの、2021年12月30日付開示文書「（続報）株主による提案に関するお知らせ」に記載のとおり、Fame Richの現物出資による第三者割当増資に必要な独立第三者からの法律意見書の入手が困難であったため当該提案株主の同意を得た上で実行しないこととなりましたが、改めてより良い条件にて同社の一部を取得させてもらえないかを、当社よりレン氏に提案・協力を要請したところ、同氏の承諾を得ることができたことによるものです。当社としては、当該取得により、コロナ・ウイルスの感染拡大から開放されるに連れ、香港の経済成長への参画に関心を持つ不動産投資家からの資金調達が可能になると考えています。香港が中国本土や世界各国からの観光客に全面的に門戸を開くと、香港経済は急速に発展し、小売業者及びショップのオーナーもその恩恵を受けることができると予想されます。Yuet Fatのテナントには、飲食店や高級品を扱う店舗もあり、観光客の増加による恩恵が期待されます。Fame Richの30%の取得手続きを完了した後、レン氏より6年間 Fame Richグループの配当可能利益の30%の配当を保証してもらえ、また、Fame Richグループはグレードの高い商業用不動産から安定した賃料が得られるため、当社は投資家から資金を調達し、更なる不動産投資を行うための事業拡大が可能となると見込んでおります。現段階では、資金的な制約からFame Richの30%を取得する予定ですが、その後、資金に余裕ができた段階で、最大100%まで取得することを計画しております。

また、グリーンフィールド（未開発地域）プロジェクトへの投資も検討していますが、土地の取得、土地・建物の開発、規制当局の認可には時間がかかると認識しております。一方でFame Richグループは既に安定した賃料収入を生み出している物件を保有していることを考えると、この機会にFame Richグループへの投資を





選択することが、明らかに当社の財政状態をより早く改善する近道となると考えております。

当社及びXHHKの取締役会は、76,000千香港ドル（1,471百万円\*）の対価（以下「取得対価」といいます。）（注1）にてFame Richの持分30%をレン氏から取得することを提案します。また、レン氏から当該対価の一部の支払を受けるのは1年後（利息：年率0.5%）とすること、当該取得手続きを完了してから6年間は1,277千香港ドル（24百万円）（注2）の年次配当をFame Richから当社グループに保証することについて同意を得ております。なお、当該6年間経過後は、年次配当の保証はありませんが、優先配当を受ける権利は残っていますので、Fame Richグループの賃料収入は安定しており、今後も増加が見込まれていることにより、当社としては同等又はそれ以上の年次配当を受取られると想定しております。当社グループが取得するFame Richの持分30%の取得は、同社が発行する普通株式より配当が優先される権利を有する優先株式によります。

（注1）本書において「取得対価」及びそれに付随する「円」の金額（\*を付している金額）の表示のみ、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。それ以外「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=18.45円で換算された金額となります。なお、当社及びレン氏との間で取得対価の為替レートを1香港ドル=19.36円に決定・固定したのは、当社が本第三者割当て調達する資金は日本円であり、今後、為替相場の変動により当社が支払う日本円の金額が増加することを防ぐためです。

（注2）Yuet Fatが保有する不動産からの年間の純賃貸収入は5,676千香港ドル（105百万円）、純利益は利益率75%の4,257千香港ドル（79百万円）となる見込みであり、当社の持分30%に対する純利益の配当は1,277千香港ドル（24百万円）となります。

本第三者割当てが本株主総会にて承認を得ることができた場合、本第三者割当てにより調達する資金から、取得対価のうち20,000千香港ドル（387百万円\*）を最初の支払に充当し、残りの56,000千香港ドル（1,084百万円\*）は、その後1年以内（利息：年率0.5%）に支払います。本第三者割当てが本株主総会にて承認を得ることができなかった場合、76,000千香港ドル（1,471百万円\*）の取得対価は、Fame Richの取得手続きが完了してから1年以内（利息：年率0.5%）に全て支払います。当社及びXHHKの取締役会は、取得対価の支払は低金利であり、6年間は毎年最低1,277千香港ドル（24百万円）の配当収入が保証されることから、支払条件は当社及びXHHKにとって有利であると考えております。なお、上記、本第三者割当てが本株主総会にて承認を得ることができた場合の取得対価の残りの56,000千香港ドル（1,084百万円\*）、及び本第三者割当てが本株主総会にて承認を得ることができなかった場合の取得対価の全額の76,000千香港ドル（1,471百万円\*）の支払いについて、現時点では、具体的な資金調達計画はありませんが、新たなエクイティ・ファイナンスを実施することを検討しております。

### (3) 今後の展望

Fame Rich及びExpress Surplusはそれぞれ持株会社であり、Yuet Fatは香港で不動産を保有し安定した賃貸収入を生み出している会社です。Yuet Fatは、2019年3月期以降、純利益を計上しております。

当社は、今後も安定した賃貸収入を生み、潜在的キャピタルゲインを期待できる投資物件であることを条件に、投資目的でその他の不動産を取得し、また、グローバルに不動産市場の見通しがポジティブである地域をターゲットとし価値ある不動産をリサーチし取得することを検討して参ります。

## 2. 株式取得の方法

XHHKは、レン氏からFame Richの発行済株式総数の30%である優先株式を6,000株取得します。当該優先株式には、1株あたり1議決権が与えられ、配当の支払において普通株式に優先されます。なお、当社グループがFame Richの持分30%を取得する前の同社の発行済株式数の保有者及び内訳は以下のとおりです。

保有者の氏名又は名称	保有者の住所	株式の種類	株式数(株)	議決権数(個)	議決権割合
レン氏	Marine Parade Road, Singapore	普通株式	14,000	14,000	70.0%
レン氏	Marine Parade Road, Singapore	優先株式	6,000	6,000	30.0%
合計			20,000	20,000	100.0%



Fame Richの優先株式は配当（Fame Richの取締役会により配当宣言される）において普通株式に優先されるため、XHHKがFame Richの持分30%を取得した後は、6年間の配当保証が無くなった後も配当において普通株式に優先されることとなります。XHHKが取得を完了した後、Yuet Fatの純利益は配当として分配され、優先株式の保有者として、Yuet Fatの分配可能な利益の30%を上限に普通株式の保有者に優先しYuet Fatの配当を受ける権利を有します。また、レン氏はXHHKに対し配当収入を最低6年間保証します。

前記取得対価については、当社及びFame Richグループと特別な利害関係がない独立第三者機関である Masterpiece Valuation Advisory Limited（本社：Suite 403, 93-103 Wing Lok Street, Sheung Wan, Hong Kong、代表者：Oswald Au氏）が算定した優先株式の公正価値である76,260千香港ドル（1,476百万円）を基に、レン氏との交渉の結果、当社及びXHHK取締役会にて香港ドルを当該公正価値よりディスカウントした76,000千香港ドル（1,471百万円\*）とすることを決定いたしました。優先株式の公正価値は、Fame Richグループの市場価値を、資本構成に関連する条件に応じて異なる種類の株式（普通株式及び優先株式）に配分する「株式配分モデル（Equity allocation model）」を用いて包括的に評価され、シヨップは「インカム・アプローチ」、また、駐車場は「マーケット・アプローチ」による評価を行っています。不動産の100%の評価額は250百万香港ドル（4,613百万円）であり、その他の純資産及び調整と合わせて、Fame Richの30%にあたる優先株式の評価額を算出しております。

### 3. 子会社（XHHK）の概要

(1) 名称	新華ホールディングス（香港）リミテッド	
(2) 所在地	Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役、チン・シャン・ファイ氏	
(4) 事業内容	持株会社	
(5) 資本金	10,000.00香港ドル	
(6) 設立年月日	2014年2月26日	
(7) 大株主及び持株比率	当社、100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の完全子会社。
	人的関係	当社CEOが取締役。
	取引関係	該当なし。

### 4. 持分法適用関連会社となる会社（Fame Richグループ）及びレン氏の概要

#### (a) Fame Rich

(1) 名称	Fame Rich Enterprises Limited	
(2) 所在地	Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役、レン氏	
(4) 事業内容	持株会社	
(5) 発行済株式数	20,000株	
(6) 設立年月日	2021年3月23日	
(7) 大株主及び持株比率	レン氏、100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし。
	人的関係	該当なし。
	取引関係	上記Fame Richの持分30%の取得以外、該当なし。



(b) Express Surplus Limited

(1) 名 称	Express Surplus Limited	
(2) 所 在 地	Flat 2-3, G/F, Champagne Court (Block A), 44 Carnarvon Road, Tsim Sha Tsui, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役、レン氏	
(4) 事 業 内 容	持株会社	
(5) 資 本 金	100香港ドル	
(6) 設 立 年 月 日	2020年12月4日	
(7) 大株主及び持株比率	Fame Rich、100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当なし。
	人 的 関 係	該当なし。
	取 引 関 係	上記Fame Richの持分30%の取得以外、該当なし。

(c) Yuet Fat

(1) 名 称	Yuet Fat Group Limited			
(2) 所 在 地	Flat 2-3, G/F, Champagne Court (Block A), 44 Carnarvon Road, Tsim Sha Tsui, Hong Kong			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役、レン氏			
(4) 事 業 内 容	不動産投資業			
(5) 資 本 金	200百万香港ドル			
(6) 設 立 年 月 日	2007年7月16日			
(7) 大株主及び持株比率	Express Surplus Limited: 100.0%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当なし。		
	人 的 関 係	該当なし。		
	取 引 関 係	上記Fame Richの持分30%の取得以外、該当なし。		
(9) 直近3期間の経営成績及び財政状態				
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	千香港ドル (千円)	7,276 (134,243)	5,598 (103,279)	3,922 (72,353)
営業利益	千香港ドル (千円)	3,196 (58,962)	2,551 (47,066)	3,503 (64,633)
経常利益	千香港ドル (千円)	478 (8,826)	781 (14,414)	3,196 (58,964)
当期純利益	千香港ドル (千円)	478 (8,826)	125,680 (2,318,801)	45,894 (846,743)
1株当たり当期純利益	香港ドル (円)	0.002 (0.044)	0.628 (11.594)	0.229 (4.234)
1株当たり配当金	香港ドル (円)	- (-)	0.607 (11.197)	- (-)
純資産	千香港ドル (千円)	201,851 (3,724,153)	206,149 (3,803,456)	252,043 (4,650,199)
総資産	千香港ドル (千円)	283,034 (5,221,978)	284,703 (5,252,768)	303,642 (5,602,193)
1株当たり純資産	香港ドル (円)	1.009 (18.621)	1.031 (19.017)	1.260 (23.251)



(注) 「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=18.45円で換算された金額です。

(d) レン氏

(1) 名前	Lian Yih Hann	
(2) 住所	Marine Parade Road, Singapore	
(3) 職業又は役職	会社役員	
(4) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の優先株式を100株保有。
	人的関係	該当なし。
	取引関係	上記Fame Richの持分30%の取得以外、該当なし。

#### 5. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	優先株式6,000株 (議決権の数：6,000個)
(3) 異動後の所有株式数	優先株式6,000株 (議決権の数：6,000個) (議決権所有割合：30%)
(4) 取得価額及び株式取得に係る手数料・費用(注)	取得対価：76,000千香港ドル(1,471百万円*) 株式取得に係る手数料・費用の概算額： (1) 評価費用、120千香港ドル(2,214千円) (2) 弁護士費用、150千香港ドル(2,768千円)

(注) 「円」で表示されている金額は、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=18.45円で換算された金額です。なお、上記取得対価は、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

### 第3号議案：授権株式のうち未発行株式の指定変更及び種類変更を承認する件（普通決議）

第1号議案に記載の本第三者割当による本転換劣後株式を発行するために、取締役会は、当社の授権株式200,000,000香港ドルで、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株、及び1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,800,000,000株となっているところ、授権株式200,000,000香港ドルで、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株、1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,300,000,000株、及び1株当たり額面0.01香港ドルの劣後株式500,000,000株に、1株当たり額面0.01香港ドルの未発行の1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式500,000,000株を1：1の割合にて1株当たり額面0.01香港ドルの劣後株式500,000,000株に指定変更及び種類変更することにより行い、全ての発行済株式の指定及び種類は変更しないままにすることを提案します（総称して指定変更及び種類変更）。

そのため、取締役会は、株主の皆様適切と判断された場合、修正の有無にかかわらず、以下の決議を普通決議にてご承認いただくことを提案します。

当社の授権株式を(i) 200,000,000香港ドルで、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株、及び1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,800,000,000株を(ii) 200,000,000香港ドルで、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株、1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,300,000,000株、及び1株当たり額面0.01香港ドルの劣後株式500,000,000株に、1株当たり額面0.01香港ドルの未発行の優先株式500,000,000株を1：1の割合にて1株当たり額面0.01香港ドルの劣後株式500,000,000株に指定変更及





び種類変更することにより行い、全ての発行済株式の指定及び種類は変更しないままにすること（総称して指定変更及び種類変更）。

以上

#### ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。